

「岡山県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」の概要について

1 改正の趣旨

岡山県では、平成25年12月に公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（現在の岡山県迷惑行為防止条例）を改正し、平成26年4月1日から盗撮行為の規制を強化しましたが、撮影機器の小型化や高性能化等を背景に、その行為は悪質・巧妙化し、現行条例では対処できない被害が発生してきています。

また、岡山駅や倉敷駅の周辺や歓楽街においては、いわゆるキャバクラ店への客引きを行う者や、ホステスへしつこく勧誘を行う者等が多数たむろしたり、通行者へ声をかけてきたりするなど、迷惑又は不安に感じるとの声も県民から寄せられています。

そこで、多様化する迷惑行為に対して的確に対処するため、岡山県迷惑行為防止条例の一部改正を行い、県民生活の安全と安心を確保するものです。

2 条例改正案の概要

(1) 盗撮行為等が規制される場所の拡大等

ア スカート内等の盗撮行為等が規制される場所の拡大

女性のスカート内等の盗撮行為やのぞき見行為（カメラを設置する行為等も含みます。以下「盗撮行為等」といいます。）や、赤外線を使用した透視機能付きカメラによる盗撮行為等について禁止される場所は、これまで「公共の場所又は公共の乗物」と規定されていましたが、新たに、学校、タクシーその他不特定又は多数の人が利用する場所又は乗物についても禁止される場所に追加します。

現行の規制場所

公共の場所又は公共の乗物

改正後の規制場所

公共の場所、公共の乗物、**学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の人が利用し、又は出入りする場所又は乗物**

イ 服を脱いだ状態である場所にいる者に対する盗撮行為等が規制される場所の拡大

通常服を脱いだ状態である場所にいる者に対する盗撮行為等について禁止される場所は、これまで「多数の人が利用等する施設の便所、更衣室、浴場等」としていましたが、新たに、個人宅の便所、浴場等のほか、住居やホテルの客室等の服を脱いでいる可能性のある場所についても禁止される場所に追加します。

現行の規制場所

事務所、学校等、多数の人が集まり、又は利用する施設の便所、更衣室、浴場等、通常人が服を脱いだ状態である場所

改正後の規制場所

便所、浴場、更衣室等（**個人宅のものも含む。**）
住居、ホテルの客室等

ウ 罰則の強化

盗撮行為等の抑止力を図るため、実際に盗撮を行った者（撮影した者に限りません。）に対する罰則を引き上げます。

現行の罰則

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（常習者については、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）



改正後の罰則

【盗撮を行った者】
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（常習者については、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
【上記以外（のぞき見した者、盗撮しようとしてカメラを差し向けてたり設置したりした者）】
6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（常習者については、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

(2) 客引き行為等の規制対象の拡大等

ア 客引き行為等の規制対象の拡大等

公衆の目に触れるような場所において行われる「客引き」や、客引きを行うためにたむろするなどの「客待ち」については、これまで、個室ヘルス等の性風俗店について行う行為が禁止されていましたが、新たに、接待を行って飲食させる、いわゆるキャバクラ店や、風俗案内所、夜間のマッサージ店が行う客引き等についても規制対象業種に加えるほか、通行人に呼びかけたりチラシを配ったりする「誘引」行為についても禁止します。

また、公衆の目に触れるような場所において、個室ヘルスの「ヘルス嬢」、キャバクラ店の「ホステス」、アダルトビデオに出演する「AV女優」等を「勧誘」する行為や、勧誘するためにたむろする「勧誘待ち」、チラシを配ったりする「誘引」行為についても新たに禁止します。

現行の規制内容

対象行為	対象業種(職種)
客引き、客待ち (特定地域※)	個室ヘルス、わいせつDVD販売店等の性風俗店



改正後の規制内容

対象行為	対象業種(職種)
客引き、 誘引 、客待ち(特定地域※)	個室ヘルス、わいせつDVD販売店等の性風俗店、 キャバクラ店、風俗案内所、午後10時～午前6時の間に営業するマッサージ店
勧誘、誘引、勧誘待ち(特定地域※)	ヘルス嬢、AV女優、ホステス等

※ 特定地域・・・岡山市及び倉敷市の商業地域及び近隣商業地域

イ 執拗に行われる勧誘行為に対する規制

人の身体又は衣服を捕まえたり、立ちふさがったりするなど、不安又は迷惑を覚えさせるような方法によって行われる「客引き」は、これまでも前記の規制対象業種以外の人が行う行為であっても禁止されていますが、新たに、そのような方法によって行われる「勧誘」行為についても追加して禁止します。

現行の規制内容

人の身体又は衣服を捕まえたり、立ちふさがったりするなど、不安又は迷惑を覚えさせるような方法で行われる「客引き」



改正後の規制内容

人の身体又は衣服を捕まえたり、立ちふさがったりするなど、不安又は迷惑を覚えさせるような方法で行われる「客引き」又は「勧誘」

ウ 客引き等を行わせる行為の禁止及び両罰規定の新設

対償を供与するなどして、他人に客引き等の違反行為をさせることを新たに禁止します。

また、客引き等の違反行為を従業員が独断で行った場合でも、その雇用主や法人について処罰する両罰規定を新たに設けます。

現行の規制内容

(規制なし)



改正後の規制内容

対償を供与し、又は供与の約束をして、客引き、勧誘、誘引を行わせること

現行の両罰規定

(規定なし)



改正後の両罰規定

従業員等が客引き、勧誘、誘引、客待ち等の違反行為を行った場合には、その雇用主や法人についても罰金刑を科す